

山形大学有機エレクトロニクスイノベーションセンター利用細則

(平成 25 年 5 月 14 日制定)

(趣旨)

第 1 条 この細則は、山形大学有機エレクトロニクスイノベーションセンター規程（以下「規程」という。）第 12 条の規定に基づき、山形大学有機エレクトロニクスイノベーションセンター（以下「センター」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の範囲)

第 2 条 センターは、規程第 2 条及び第 4 条に規定する目的及び業務を行うために利用するものとする。

(利用の資格)

第 3 条 センターを利用することができる者は、次のとおりとする。

- (1) 本学の職員
- (2) 民間機関等の共同研究員
- (3) センター主催事業への参加者
- (4) その他センター長が特に必要と認めた者

(利用の申請)

第 4 条 センターを利用しようとする者は、利用申請書（別紙様式 1）をセンター長に提出し、その許可を受けなければならない。

(利用の許可)

第 5 条 センター長は、前条の申請があったときは、規程第 10 条に規定するセンター会議（以下「センター会議」という。）の議に基づき、利用の可否を決定する。

2 センター長は、センターの利用を許可したときは、利用許可書（別紙様式 2）を交付するとともに、工学部長に報告しなければならない。

(利用料金)

第 6 条 センターの利用を許可された者（以下「利用者」という。）は、建物利用料及び光熱水料を支払うものとする。

2 建物利用料及び光熱水料並びにその徴収方法は、別表のとおりとする。

(利用の期間)

第 7 条 センターの利用を許可する期間は、5 年を限度とする。ただし、センター会議の議に基づき延長を認めることができる。

(利用期間等の変更)

第 8 条 利用者が利用期間の変更又は利用目的の変更を希望する場合は、第 4 条及び第 5 条の規定に基づき、改めてセンター長の許可を受けなければならない。

(利用の責務)

第 9 条 利用者は、申請書に記載した目的以外に利用し、又は第三者に利用させてはならない。

2 利用者は、センターの利用に関して安全確保に努めなければならない。

3 利用者は、その責に帰すべき事由により、センター等を滅失、破損又は汚損したときは、その損害を賠償しなければならない。

(利用の取消等)

第10条 センター長は、利用者がこの細則に違反し、又はセンターの運営に支障をきたしたとき若しくはそのおそれがあると認めるときは、利用の許可を取り消し、又は利用を停止させることができる。

(原状回復)

第11条 利用者は、センターの利用期間が終了したとき又は前条の規定により利用許可を取り消されたときは、原則として貸与時の原状に復して返却するものとする。

(経費の負担)

第12条 明け渡し時の移転費用及び改修費用は、原則として利用者が負担するものとする。

(利用状況の報告)

第13条 センター長は、当該年度の利用実績等を翌年度の4月末までに工学部長へ報告するものとする。

(雑則)

第14条 この細則に定めるもののほか、センターの利用に関する必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この細則は、平成25年5月14日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

別表

山形大学有機エレクトロニクスイノベーションセンターセンターの利用料金

1	利用料金 利用料金は、建物利用料と光熱水量の使用料を加えた額とする。 1)建物利用料:山形大学工学部総合教育研究棟利用に関する申合せを準用する。
2	支払い方法 建物使用料及び光熱水料の利用料は、半期毎に支払うものとする。